

令和7年度

委 託 仕 様 書

委 託 名

川越市新河岸駅自由通路等清掃業務委託

委 託 場 所

川越市大字砂地内

委 託 大 要

新河岸駅自由通路・公衆トイレ・駅前広場等清掃一式

本 委 託 費 内 訳 書					
種別 細別・規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費		月			
	1				
日常清掃業務		月			第 1 号一位代価表
	1				
定期清掃業務		月			第 2 号一位代価表
	1				
ごみ処分費		月			第 3 号一位代価表
	1				
通路部・階段部・駅前広場等ガム等除去		月			第 4 号一位代価表
	1				
直接物品費		月			
	1				
定型的な直接物品費		月			
	1				
その他の直接物品費（衛生消耗品）		月			第 5 号一位代価表
	1				
その他の直接物品費（ガム取り機）		月			第 6 号一位代価表
	1				
直接業務費		月			
	1				
業務管理費		月			
	1				

川越市

本 委 託 費 内 訳 書					
種別 細別・規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
業務原価		月			
	1				
一般管理費等		月			
	1				
業務価格		月			
	1				
消費税相当額		月			10%
	1				
業務委託費（月額）		月			
	1				
【令和7年度分】					
業務委託費（年額）		月			
	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日 6				

第 1 号一位代価表 日常清掃業務 1 月当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
通路・階段（エスカレーター含む）・トイレ（東西）、エレベーター（東西）、駅前広場（東西） ※破損箇所等の点検含む。 通路部・階段部・トイレ（東西）エレベーター2基 （計約950㎡）、東西駅前広場（計約5,954㎡） 合計6,904㎡					第1号－1代価表
合計		月			
	1				

川越市

第 2 号一位代価表 定期清掃業務 1 月当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
通路・階段・トイレ（東口・西口） （約930㎡）					第2号－1代価表
階段部両側高窓の窓枠（計12枠） （エスカレーター側3枠×東西・階段側3枠×東西） 階段から窓枠下端までの高さ（H3,400mm～ H2,100mm） 高窓窓枠寸法； （L=1,130mm, W=1,080mm, D=500mm）×12枠					第2号－2代価表
合計		月			
	1				

川越市

第3号一位代価表 ごみ処分費 1月当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
ごみ処理費用					第3号-1代価表
運搬費					第3号-2代価表
合計		月			
	1				

川越市

第4号一位代価表 通路部・階段部・駅前広場等ガム等除去 1月当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
通路部・階段部・エレベーター部・ 東西駅前広場					第4号-1代価表 4回
通路部・階段部・エレベーター2基（計約830㎡）、 東西駅前広場（計約5,954㎡）					
年計					
月計		月			年/12月
	1				

川越市

第5号一位代価表 衛生消耗品 1月当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
衛生消耗品					
シャボネット					
年計					
月計		月			年/12月
	1				

川越市

第6号一位代価表 ガム取り機 1月当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
ガム取り機 (ジェイエスピー・ガムワント/同等性能機可)					
機械損料					
ガム取り機 (ジェイエスピー・ガムワント/同等性能機可)					
真鍮ブラシ					
ガム取り機 (ジェイエスピー・ガムワント/同等性能機可)					
専用洗剤					
ガム取り機 (ジェイエスピー・ガムワント/同等性能機可)					
ガスボンベ					
年計		年			
	1				
月計		月			年/12月
	1				

川越市

第 1 号－ 1 代価表 清掃業務（日常清掃） 1 日当り					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
清掃員					第 1 号単価表
合計		日			
	1				

川越市

第 2 号－ 1 代価表 清掃業務（定期清掃） 1 回当り					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
清掃員					第 1 号単価表
合計		回			
	1				

川越市

第 2 号－ 2 代価表 清掃業務（階段部両側高窓窓枠定期清掃） 1 回当り					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
清掃員					第 1 号単価表
合計		回			
	1				

川越市

第3号－1代価表 ごみ処分単価 1月当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
可燃ごみ					
びん・缶・ペットボトル					
計		月			
	1				

川越市

第3号－2代価表 ごみ運搬費用 1回当り

名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
運転手					
燃料費					
トラック					
計		回			
	1				

川越市

第 3 号－ 1 － 1 代価表 ごみ袋90リットル単価 1 袋当り					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
可燃ごみ					
計		袋			
	1				

川越市

第 4 号－ 1 代価表 清掃業務（通路部・階段部・駅前広場等ガム等除去） 1 回当り					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
清掃員					第 1 号単価表
合計					

川越市

第 1 号単価表 清掃業務基礎単価					
名 称 / 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
清掃員					

川越市

川越市新河岸駅自由通路等
清掃業務委託仕様書

- 1 委託件名 川越市新河岸駅自由通路等清掃業務委託
- 2 委託場所 川越市大字砂地内
- 3 契約期間 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
(1年間)
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- 4 支払い方法 月払い
- 5 入札書記載事項 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載してください。
- 6 その他特記事項 この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載するものとする。
この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

川越市新河岸駅自由通路等清掃業務委託特記仕様書

1. 目的

本委託業務は、川越市新河岸駅自由通路等の利用者が、安全かつ快適に利用できるようにするため、同駅自由通路、駅前広場、及び公衆トイレを常に清潔な状態に保ち、美観及び機能を維持し、並びにごみを適切に処理することを目的とする。

2. 委託対象施設（各床面積・各施設・各設備の位置及び詳細は別紙各図面参照）

（1）名称

- ①川越市新河岸駅自由通路(階段・エスカレータ部含む)
- ②川越市新河岸駅自由通路エレベータ（東西各1基、計2基）
- ③川越市新河岸駅東口及び同駅西口公衆トイレ
- ④川越市新河岸駅東口及び同駅西口駅前広場（駐車場エリア含む）

（2）場所 川越市大字砂地内

3. 提出書類

（1）委託業務実施計画書

（2）管理技術者等通知書

（3）報告書等

①委託業務実施報告書

②日報(川越市新河岸駅自由通路・公衆トイレ・駅前広場別、午前・午後時間帯別、日常清掃・定期清掃別に、作業実施状況を具体的に把握できる報告書で、発注者の指示する様式による)

③ごみ処理施設搬入許可書・計量票、等ごみ処理を適正に処分したことを証する書類

④日常清掃・定期清掃（窓枠・排水溝・換気扇・照明器具・ガム等除去清掃等含む）・ごみ処理作業等、場所別、作業別の作業前・中・後の各状況の写真

（4）その他、発注者指定のもの

4. 作業内容

別紙作業別仕様書による。

5. 諸官庁への提出

受注者は、関係官庁に対する必要な一切の手続きを本市の承認を得て代行すること。

6. 負担区分

- (1) 委託業務に要する機械器具、材料（シャボネット含む）、用具及びこれらを用いるのに必要な費用は受注者の負担とする。
- (2) ごみ等の処分は別紙作業別仕様書に拠るものとし、処分費及び運搬費は受注者の負担とする。
- (3) トイレットペーパーは発注者の負担とし、予備のトイレットペーパーは受注者が発注者の指定する場所から受領し、保管のうえ適宜配置することとする。
- (4) 委託業務に要する電気、水道に係る費用は発注者負担とし、使用する清掃用機械が電源を必要とする場合は、通路部3箇所を設置の電源コンセントを使用できるものとする。洗浄に使用する水は、2階自由通路内に水栓がないことから、1階部東西公衆トイレから使用できるものとする。
なお、電気、水道の使用は極力節減し、効率的に使用すること。

7. 緊急時の対応、および現場確認における清掃不足等への対応

- (1) 受注者は、不測事態に備え緊急時にも対応できる体制を整えておくこと。
- (2) 受注者は、監督員が清掃状況を現場確認し、清掃不足等やり直しを指示した際は、即時対応を原則とする。ただし、合理的な理由で即応が困難な場合、日常清掃はやり直しを指示した翌日まで、定期清掃は同じく1週間以内に誠意をもってやり直しを行うこと。
- (3) 受注者は、上記に対応するために、作業責任者が即時対応できる連絡先を発注者へ明示すること。

8. その他の事項

- (1) その他については、川越市業務委託契約書及び川越市契約規則によるものとする。
- (2) 受注者は、業務遂行にあたり第三者、建物、設備および機器等に損傷を与えないように十分に注意し、万一損傷させた場合は必要な処置を講じるとともに、速やかに発注者に状況を報告するものとする。また、発注者側の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と十分な打合せ上その指示に従うものとする。
- (4) この特記仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。
- (5) 受注者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律（第5条）」等に基づ

き、本委託業務の実施に際して、可能な限り障害のある人が就労する場の提供に努めること。但し、業務委託の仕様上、障害のある人の雇用が困難な場合はこの限りでない。

- (6) 受注者は、路上喫煙しないこと。
- (7) 長時間を要する作業、及び鉄道運行時間帯に実施することが適当でない作業については、発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。
- (8) 受注者は、業務上知り得た情報を第三者にみだりに漏らしてはならない。
- (9) 受注者は、施設の性格を十分認識し、利用者の妨げとならぬよう静粛かつ誠実に業務を遂行すること。また、利用者に不快感を与えないよう、身なりや言動等に十分注意すること。
- (10) 受注者は、業務中に不当な妨害行為等に遭ったときは速やかに発注者に報告するとともに、必要に応じて警察等への通報を行うこと。
- (11) 川越市新河岸駅西口階段下の倉庫をごみ等の一時的保管場所、および清掃作業員の準備、並びにトイレtrolの保管場所として利用を認めることとし、鍵は受注者が預かり書を発注者へ提出の上、責任を持って管理するとともに、許可なく複製しないこと。また、当該倉庫内は、ごみを滞留させることなく、衛生管理に努め随時排出することとし、必要に応じて倉庫内を清掃すること。なお、当該場所に防犯カメラ関連設備が設置されていることを念頭に、倉庫を出る際は短時間であっても必ず施錠すること。
- (12) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

川越市新河岸駅自由通路、東口・西口駅前広場清掃業務作業別仕様書

1. 日常清掃

川越市新河岸駅自由通路、及び東口・西口駅前広場について主な日常清掃作業は次のとおりとする。

(1) 【自由通路清掃】 毎日（日曜日～土曜日）

＜清掃箇所及び方法＞※床面積、各施設の位置等詳細は別添図面を参照。

作業箇所・面積	作業内容	実施回数 (1日)
①通路部 (約 430 m ²) 階段部 (約 380 m ²) (エスカレータ部分を含む)	通路部：掃き掃除・拭き掃除 階段部：掃き掃除・拭き掃除 エスカレータ：手摺ベルトの水拭き、昇降口掃き掃除・拭き掃除 エスカレータと階段の境部分：パネル及びキャットウォークの拭き掃除 エスカレータと壁面の境部分：パネル及びキャットウォークの拭き掃除 水垢、落書き、ガム等の除却 案内誘導サイン・手すり・フレーム・パネル・出窓枠等の清掃・拭き掃除 汚物等の除却・清掃（他の箇所に優先して実施すること）	1回 1回 1回 1回 随時 随時 1回 随時
②エレベータ 約 10 m ² × 2 基	底板、壁、窓・扉面などの清掃・拭き掃除 (エレベータ出入口外側のドア・枠・パネルも含む) 落書き・ガム・汚物等の除却・清掃（他の箇所に優先して実施すること）	1回 随時
③トイレ（東口・西口） (各約 60 m ² × 2 箇所)	別紙「川越市新河岸駅東口・西口公衆トイレ清掃業務作業要領」による	2回

作業箇所・面積	作業内容	実施回数 (1日)
①(有料駐車場を含む) 東口駅前広場 (約 3,097 m ²) (有料駐車場を含む) 西口駅前広場 (約 2,857 m ²)	歩車道部：拾い掃き掃除 駐車場内：拾い掃き掃除 案内誘導サイン等：拭き掃除 ベンチ・横断防止柵等：拭き掃除 植栽・花壇・プランター等：灌水及び清掃、除草	1回 1回 1回 1回（作業中に雨上りとなった場合は都度） 適宜

	広場全体：落書き・ガム・汚物等の除却・清掃、除草 (汚物等の除却は他の箇所に優先して実施すること)	随時
--	--	----

(2) 【東口駅前広場および西口駅前広場清掃】 毎日 (日曜日～土曜日)

<作業時の注意事項>

(1) 降雪時(随時)…除雪をもって駅前広場清掃に代える。その際は、作業時間は清掃と同等とし、点字ブロック露出を主体とし通行に支障のない程度の範囲を除雪するものとする。

2. 定期清掃

駅自由通路、階段部両側高窓窓枠及び東口・西口公衆トイレについて主な定期清掃作業は次のとおりとする。

<清掃箇所及び方法> ※床面積、各施設の位置等詳細は別添図面を参照。

作業箇所・面積	作業内容	実施回数 (毎月)
①通路部 (約 430 m ²) 階段部 (約 380 m ²)	ポリッシャー(揺動式床面洗浄機も可とする)など機械で、必要に応じて適性洗剤を用い洗浄を行う。汚水を拭取り、乾拭き仕上げる。通路部は路面だけでなく巾木部も、階段部は踏面だけでなく蹴上げ面も清掃する。 踏面は汚れ沈着著しいことから、階段用ポリッシャーまたは揺動式床面洗浄機を使用し、入念に汚れ沈着を除却し仕上げる事。 なお、通路部・階段部とも排水設備がないため高圧洗浄機など水圧で洗浄する機械を使用の場合は、洗浄水を即座に吸引する機械も併用し排水が階段やエレベータ、エスカレータ等へ流出しないよう措置すること 点字ブロック部分を清掃する際は、利用者がいないか常に見ながら作業するか、誘導員を配置する等の方法を取る事	1 回
②階段部両側高窓の窓枠 (計 12 枠) エスカレータ側 3 枠×東西・階段側 3 枠×東西 階段から窓枠下端までの高さ	器具を使用して塵・埃を除去し、乾拭きし仕上げる。(虫・鳥の死骸は除去すること) 窓枠の下部は階段またはエスカレータのため、段差のある場所で作業ができる階段用脚立などを準備する必要がある。 エスカレータ側の窓枠清掃時は、エスカレータ	1 回

(3,400 mm～2,100 mm) 高窓枠寸法 (L=1,130 mm, W=1,080 mm, D=500 mm)×12 枠	を一時停止させて作業する必要があるため、エ スカレータの上り口を閉鎖し、利用者を階段ま たはエレベータへ誘導する人員を配置するこ と。	
③トイレ（東口・西口） (各約 60 m ² ×2 箇所)	別添「川越市新河岸駅東口・西口公衆トイレ清 掃業務作業要領」による	1 回

<作業時の注意事項>

- (ア)エレベータ：洗浄の際に水が扉などにかからないよう養生すること。洗浄水がエレベータピットに落ちると、故障につながるため、十分な配慮の上作業すること。
- (イ)エスカレータ：洗浄の際の水がエスカレータにかからないよう養生すること。洗浄水など水がエスカレータ部に流れると、制御装置が浸水し容易に故障することで、復旧に12,000千円もの莫大な費用と1年以上の機能停止被害に発展した台風の際の過去の事故例もあることから十分な配慮の上作業すること。特に通路部・階段部の洗浄の際に洗浄水を通路部・階段部からエスカレータへ流れ込ませないこと。
- (ウ)通路部、階段部：作業時に洗浄水が通行者へかかることがないように配慮すること。また、電源コード、ホース、洗浄用具などで通行者がつまずいたりすることがないように注意喚起に配慮すること。
- (エ)事前告知：定期清掃の1週間前を目安に、発注者が用意する事前告知の案内表示を発注者が指定する箇所（最低10箇所）に掲示するとともに、定期清掃が終了後は速やかに掲示物を除却し、次月の掲示までの間受注者が保管することとする。（掲示箇所の詳細は発注者からの指示によること。）
- (オ)当日告知：新河岸駅の駅務室及び東武ストアへ定期清掃作業の開始前、終了後に周知のための告知をすること。
- (カ)やり直し：作業内容、汚れ沈着除去の仕上がりが十分な結果でないと発注者が判断した場合、やり直しをお願いしますので、留意の上作業にあたること。

3. ガム等除去

<清掃箇所及び方法>※床面積、各施設の位置等詳細は別添図面を参照。

作業箇所・面積	作業内容・回数（実施月）・注意事項
通路部(約 430 m ²) 階段部(約 380 m ²) エレベータ 2 基 (約 20 m ²)	4 回（9 月・12 月・3 月・6 月） （但し汚れが著しい場合は適宜） 「ガムワンド」等機械式ガム取り機を使用したガム・ガム癬痕等の除去。通路部・階段部などのガム、ガム癬痕等を除去する。
東口駅前広場 (約 3,097 m ²) 西口駅前広場 (約 2,857 m ²) (有料駐車場を含む)	4 回（9 月・12 月・3 月・6 月） （但し汚れが著しい場合は都度適宜） 上記機械式ガム取り機を使用したガム・ガム癬痕等の除去。歩道部・駐車場内などのガム、ガム癬痕等を除去する（車道部は含まない）。

※ガム等除去の仕上がり、十分な結果でないと発注者が判断した場合、やり直しをお願いしますので、留意の上作業にあたること。

4. ごみ等の処分

- ① 本委託施設内から回収したごみは、排出する区分ごとに分別すること。
- ② ①のごみは、排出するまで西口自由通路下倉庫へ一時保管を可とする。
- ③ ②のうち、可燃ごみは事業系一般廃棄物として、清掃センターへ搬入すること。可燃ごみ以外のごみは産業廃棄物処理業者へ適宜搬入すること。ただし、ごみの種類によって分別の結果、中間処理業者が引き受け可能なごみは、当該処理業者へ搬入し売却できるものとする。
- ④ ①のごみの回収・運搬・処分等の費用は受注者の負担とし、③で売却した収益があった場合には、収益は受注者に帰属する。
- ⑤ 受注者は、発注者の求めに応じて廃棄物の処理を適正に処理したことを証明する書類を提出できるようにしておくこと。

5. 注意事項

- ① 清掃は朝夕の通勤通学の混雑時を避けること。
- ② 清掃、灌水に当たっては、清掃用具、ホース、コード等が通行者等の支障とならないよう措置を講じること。
- ③ 故障等の不具合点検：故障・破損等の不具合を発見した場合や緊急に対応する事項が発生した場合、速やかに発注者等に連絡し、対応を図るものとする。また、使用不能な場合は利用者が立入らないように明示すること。
- ④ 落とし物・忘れ物を発見した場合は、受注者で保管を行い、速やかに警察又は発注者へ届け出ること。

川越市新河岸駅東口・西口公衆トイレ清掃業務作業要領

1. 日常清掃

東口公衆トイレ及び西口公衆トイレの清掃を行う。

作業日：毎日（月～日） 1日2回（午前、午後各1回、午前中の清掃と
午後の清掃の開始時間は最低6時間空けること）

<清掃箇所及び方法>※床面積、各施設の位置等詳細は別添図面を参照。

作業箇所	作業内容	実施回数 (1日)
①床面	ごみ、汚れ、汚物などを除去後、水洗いを行い、乾拭きで仕上げる。特に拭ききれなかった水たまりが残らないよう仕上げに留意すること。	2回 ごみ・汚物等 除去は随時
②壁面、ドア、間仕切り	水拭きし、汚れ、落書きは適宜拭き取り、乾拭きで仕上げる。	2回
③衛生機器	ごみ等がある場合は取り除く。ブラシ類を使用して清掃する。水拭きをした後、乾拭きで仕上げる。 詰りを解消・除去する。 ※洗浄用の洗剤は、機械洗浄便座ノズルが酸性洗剤に弱く錆を発生させることから、男子小便器を除き、中性の洗剤を使用すること。	2回 随時
④洗面台、鏡、化粧台	水拭きをし、乾拭きで仕上げる。	2回
⑤トイレ内通路、個室	(ア)適宜巡回し、天井などのクモの巣など、排水溝（グレーチング含む）の詰まりなどを取り除く。 (イ)トイレットペーパーの不足及びトイレの故障等がないかを確認し、必要に応じて詰りの解消・除去等を行う。 (ウ)水石鹼、トイレットペーパー、ゴミ袋等の消耗品を補充し、汚物入れ等のごみを集め、適正に分別し処理する。 (エ)トイレットペーパーを補充する際は、利用者による持ち去りを防止するため、ロールの側面両側に赤マジックまたはゴム印などにより施設名を記入する。赤マジックまたはゴム印は受注者負担とする。 (オ)破損等使用不能な器具等を発見した場合は、直ちに発注者に連絡し、併せて利用者が使用不能器具を使用することがないように張り紙などで注意喚起するとともに、個室などの場合は立ち入られないように	随時

	しておくこと。	
⑥多目的トイレ	多目的ベッド、オストメイト用の汚物流し、手すりを水拭きし、乾拭きで仕上げる。室内にごみ・汚物等がある場合は取り除く。衛生機器は③及び上記項目以外は④⑤に準じて取扱うこと。	2 回 ごみ・汚物等 除去は随時

2. 定期清掃

東口公衆トイレ及び西口公衆トイレの定期清掃を施設利用の妨げにならない様に留意の上、毎月 1 回実施すること。

＜清掃箇所及び方法＞※床面積、各施設の位置等詳細は別添図面を参照。

作業箇所・数量	作業内容	実施回数 (毎月)
①床面 (各約 60 m ² ×東口・西口)	適性洗剤を用い機械洗浄を行い、汚水を除去し拭き上げ仕上げる。	1 回
②衛生機器（東口・西口） 男子トイレ：大便器 2 基×2 箇所 小便器 2 基×2 箇所 女子トイレ：大便器 2 基×2 箇所 多目的トイレ：大便器 1 基×2 箇所 オストメイト対応汚物流し： 1 基×2 箇所	機械等による清掃（尿石除去等）、清水にて拭き上げる。 ※洗浄用の洗剤は、機械洗浄便座ノズルが酸性洗剤に弱く錆を発生させることから、男子小便器を除き、中性の洗剤を使用すること。	1 回
③照明器具（東口・西口） LED ダウンライト 21 基×2 箇所	照明灯、反射板、カバーなどの汚れなどを拭き取る。	1 回
④換気口（東口・西口） 換気口ルーバー：5 基×2 箇所	換気ルーバー等を工具等で取外し、適性洗剤を用い洗浄し、水拭きで拭き上げる。洗浄後、充分乾燥させ乾拭きで仕上げた後、元の位置に再設置すること。	1 回
⑤排水溝（東口・西口） グレーチング：3 基×2 箇所	グレーチングを外し、つまりを取り除くほか、グレーチング本体の表裏を機械洗浄する。なお、グレーチングを外している際には利用者へ充分注意喚起すること。堆積土砂等を除去し、排水が適切に行われるよう必要な清掃を行う。	1 回

3. 注意事項

- ① 作業は朝夕の通勤通学の混雑時を避けること。
- ② 清掃、散水に当たっては、ホース、電気コード等が通行者の支障とな

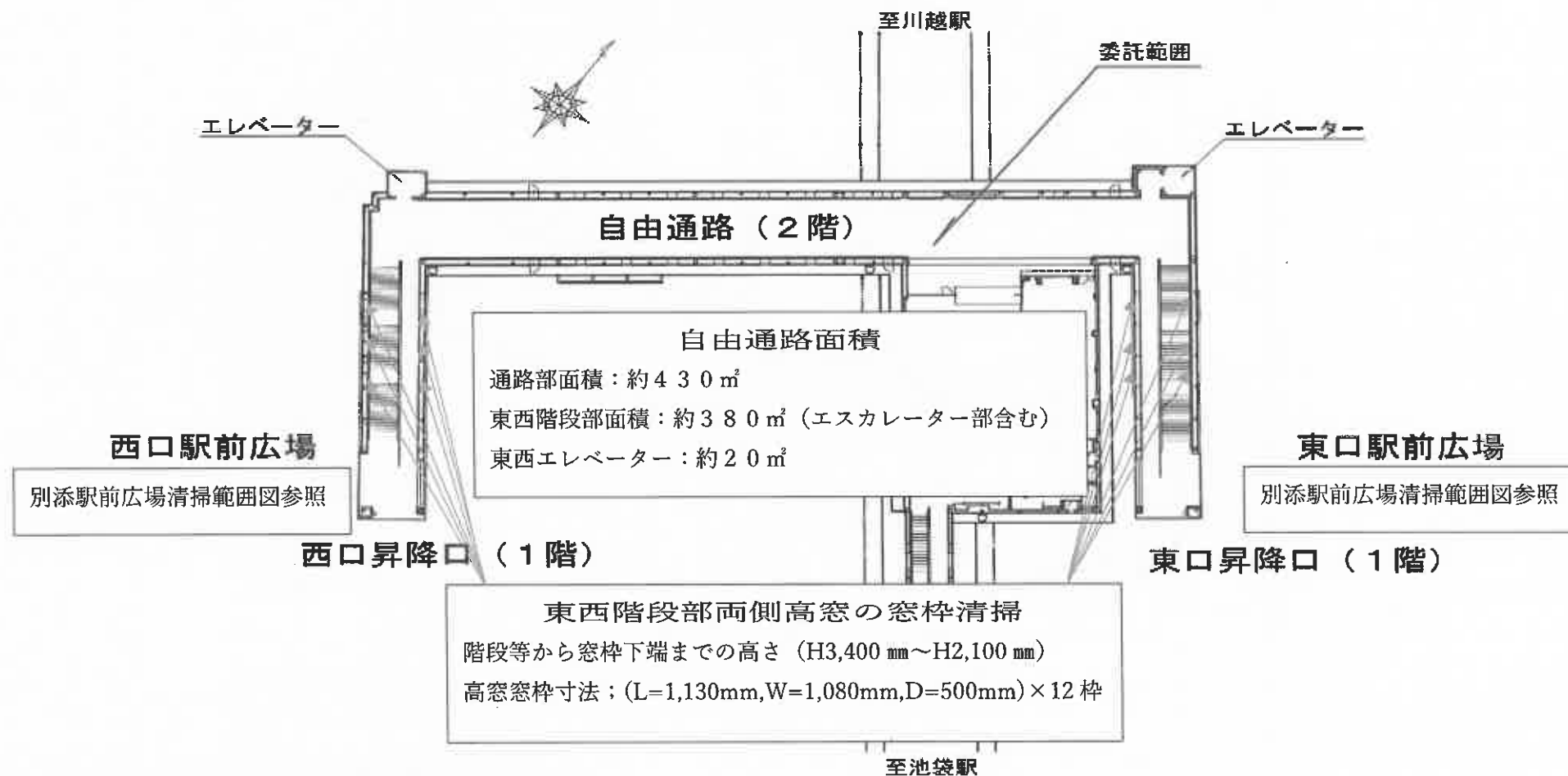
らないよう措置を講ずること。

- ③ 作業中及び作業終了後に施設利用者が床面で滑る等の危険が生じないよう配慮するとともに、作業時間には余裕を見しておくこと。
- ④ 故障等の不具合を発見した場合や緊急に対応する事項が発生した場合、速やかに関係部署等に連絡し対応を図るものとする。また、使用不能な場合は利用者が立入れないようにする。
- ⑤ 落とし物・忘れ物を発見した場合は、受注者で保管を行い、速やかに警察又は発注者へ届け出ること。

以上

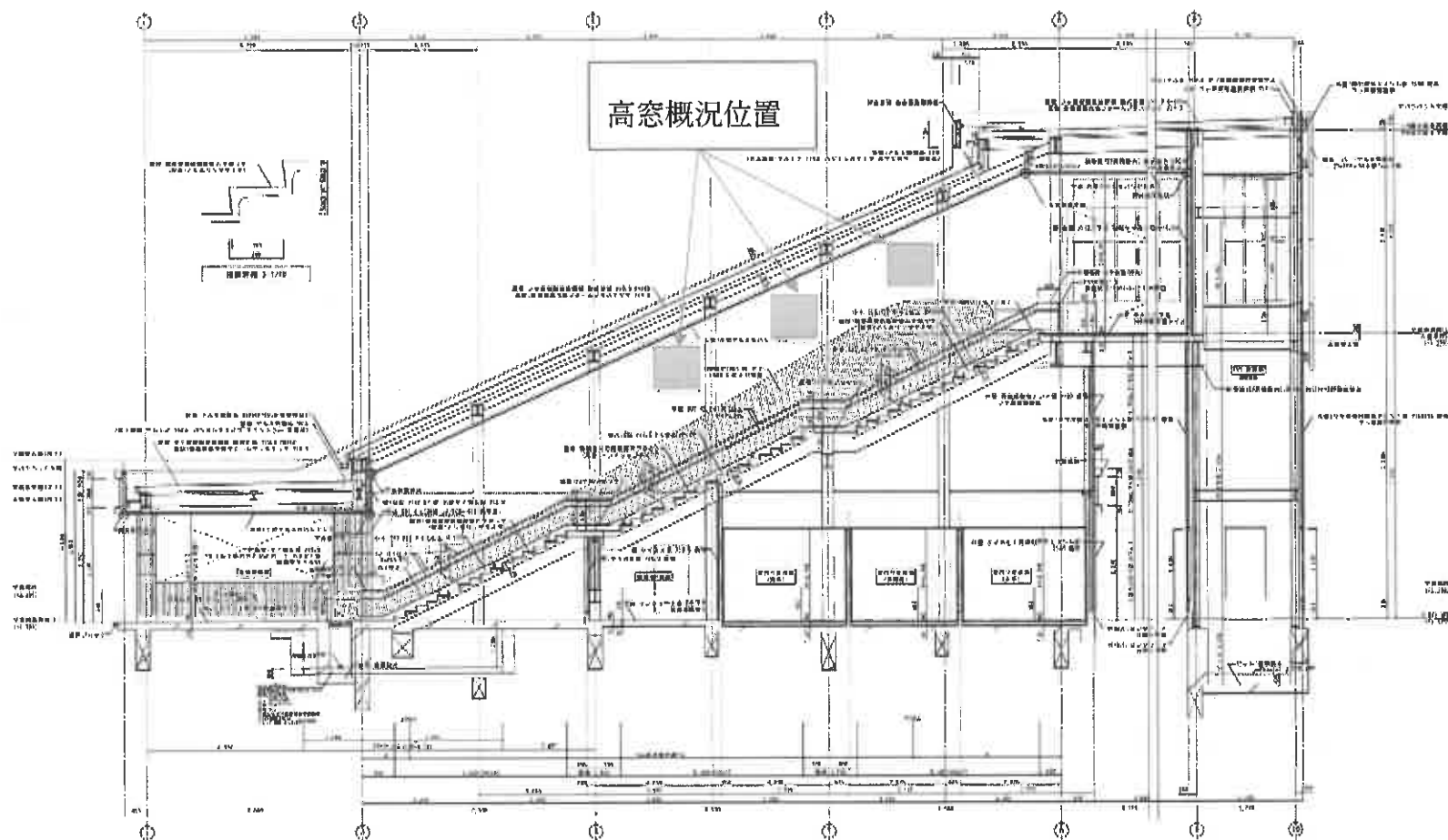
川越市新河岸駅自由通路清掃範囲平面図

自由通路平面図



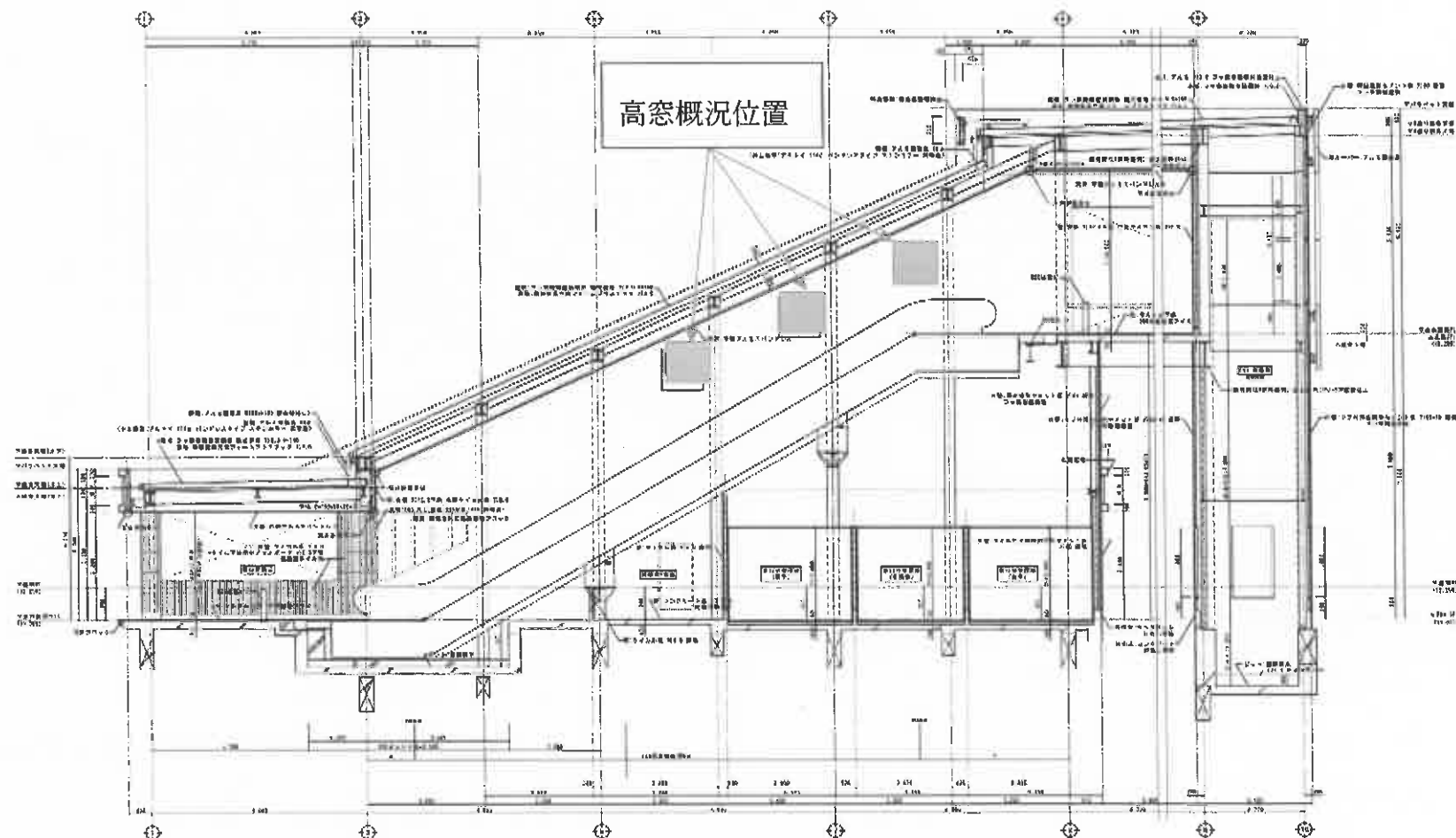
川越市新河岸駅自由通路東西階段・エスカレーター一部高窓位置図

新河岸駅自由通路東口階段側高窓位置図



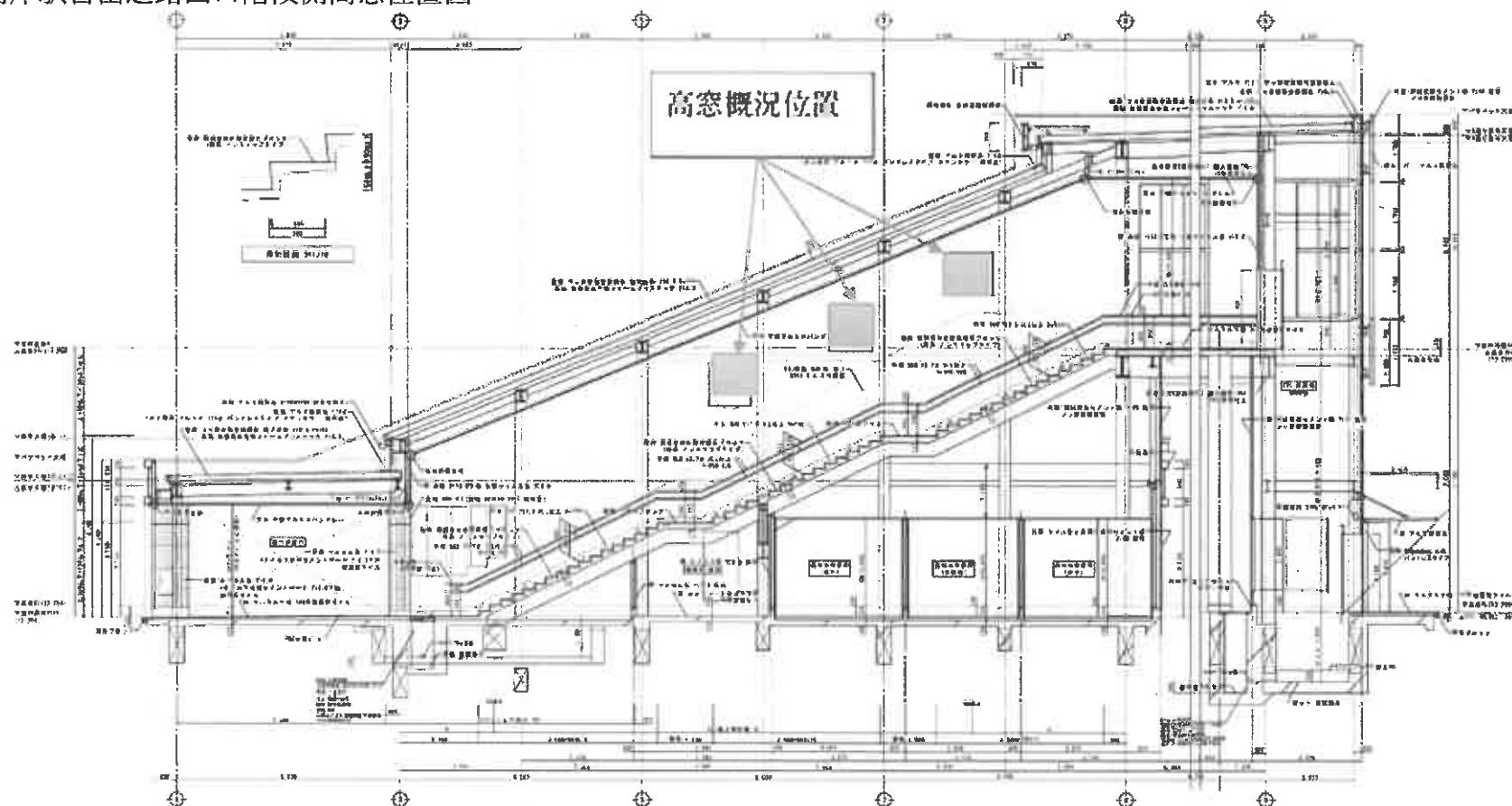
川越市新河岸駅自由通路東西階段・エスカレーター一部高窓位置図

新河岸駅自由通路東口エスカレーター側高窓位置図



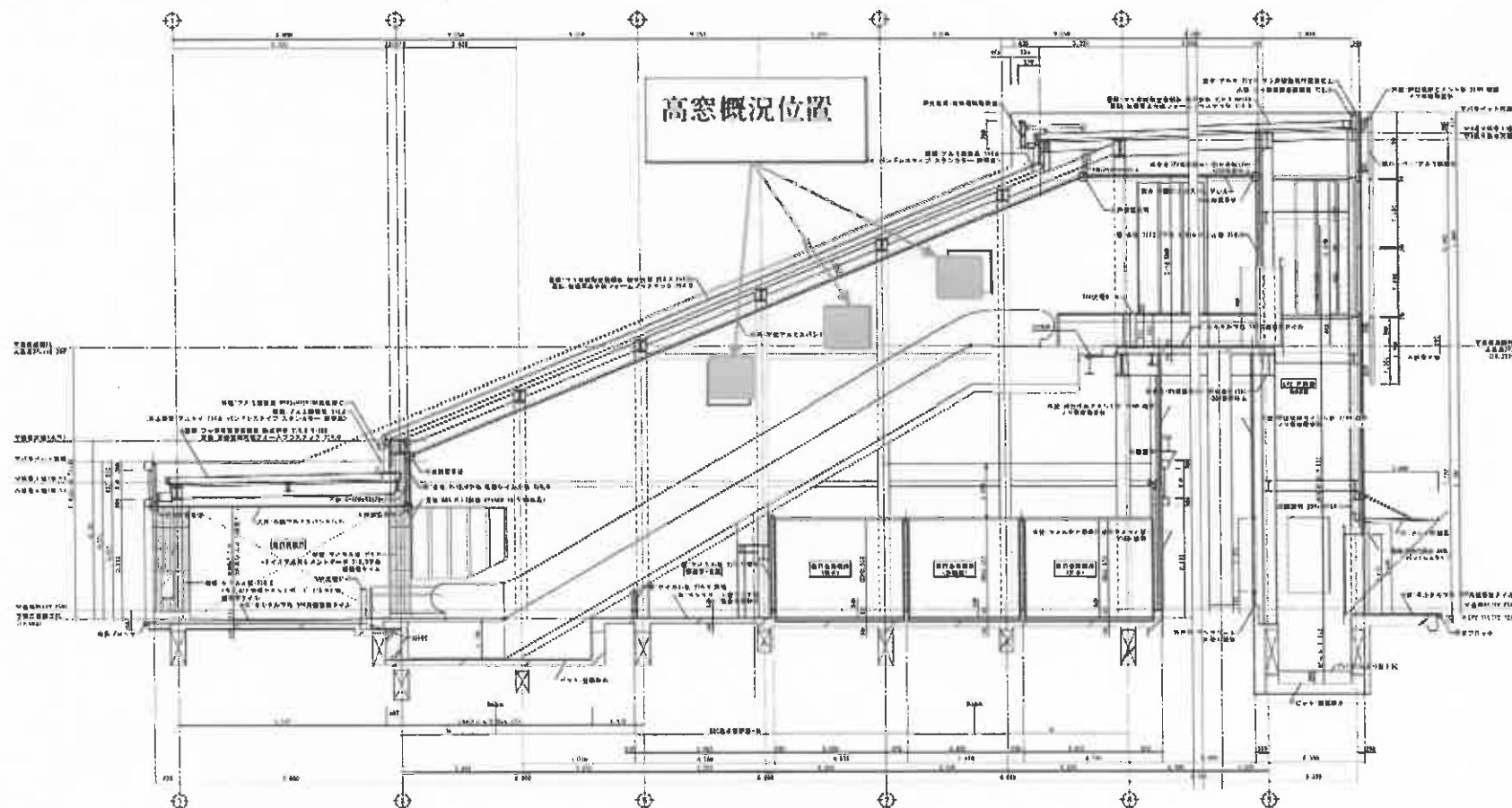
川越市新河岸駅自由通路東西階段・エスカレーター一部高窓位置図

新河岸駅自由通路西口階段側高窓位置図

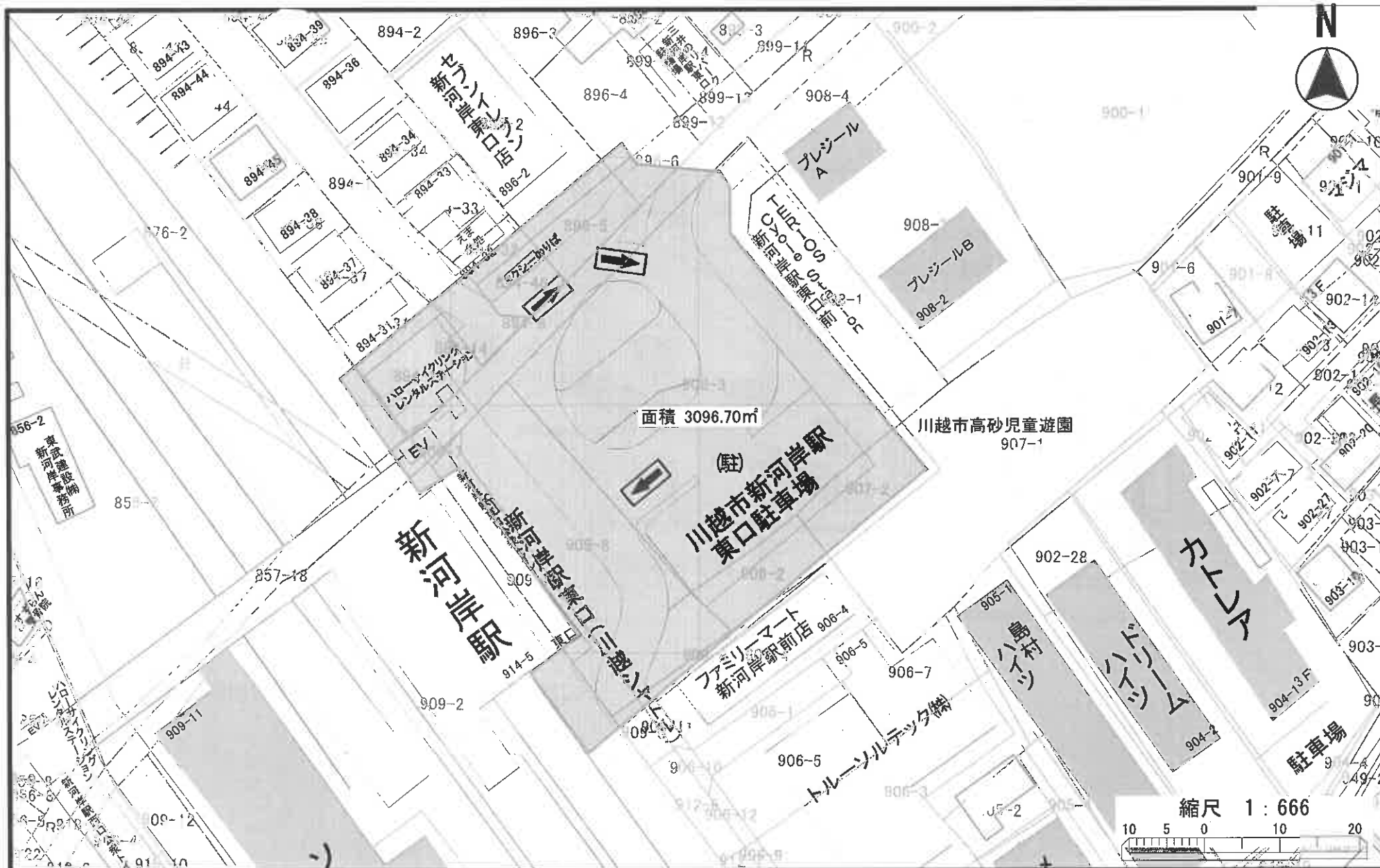


川越市新河岸駅自由通路東西階段・エスカレーター一部高窓位置図

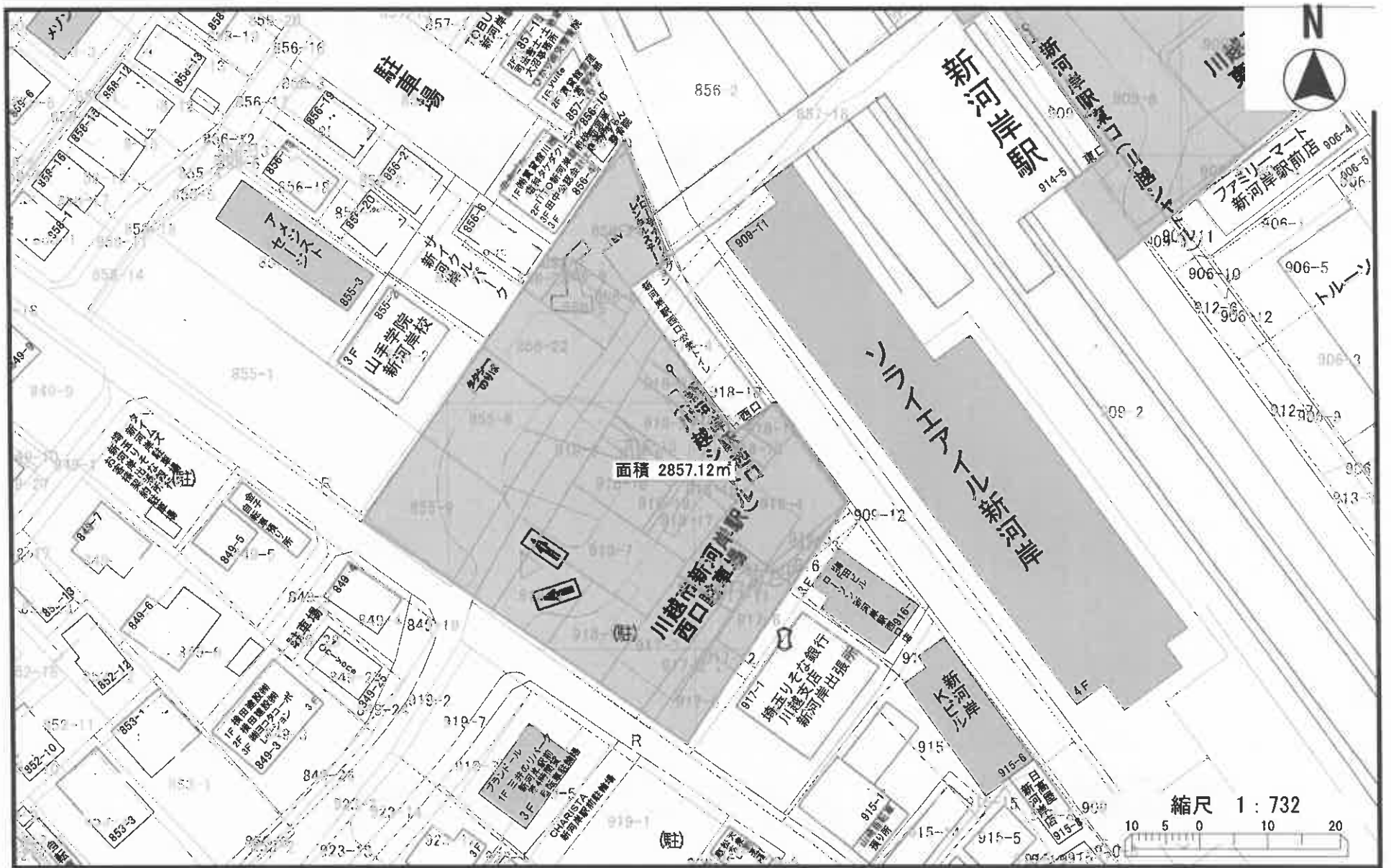
新河岸駅自由通路西口エスカレーター側高窓位置図



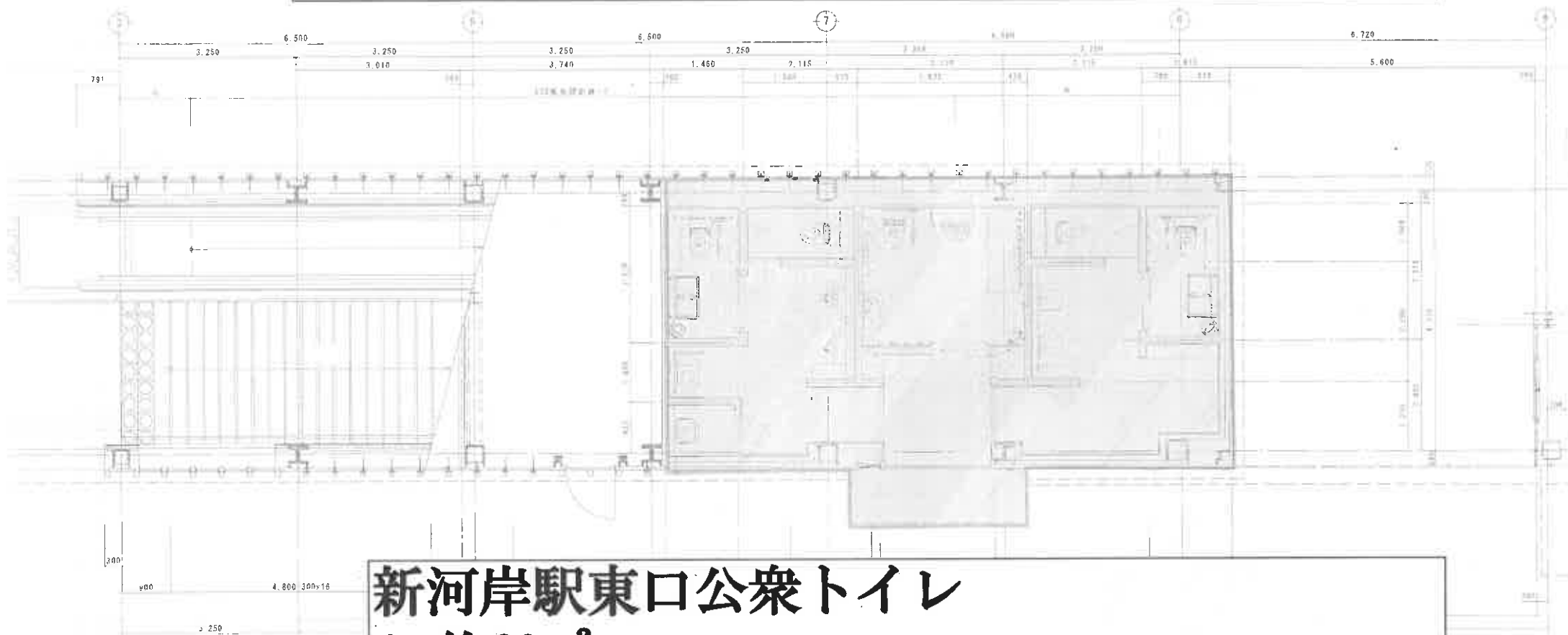
A4サイズ



A4サイズ



新河岸駅東口公衆トイレ 清掃範囲図



新河岸駅東口公衆トイレ

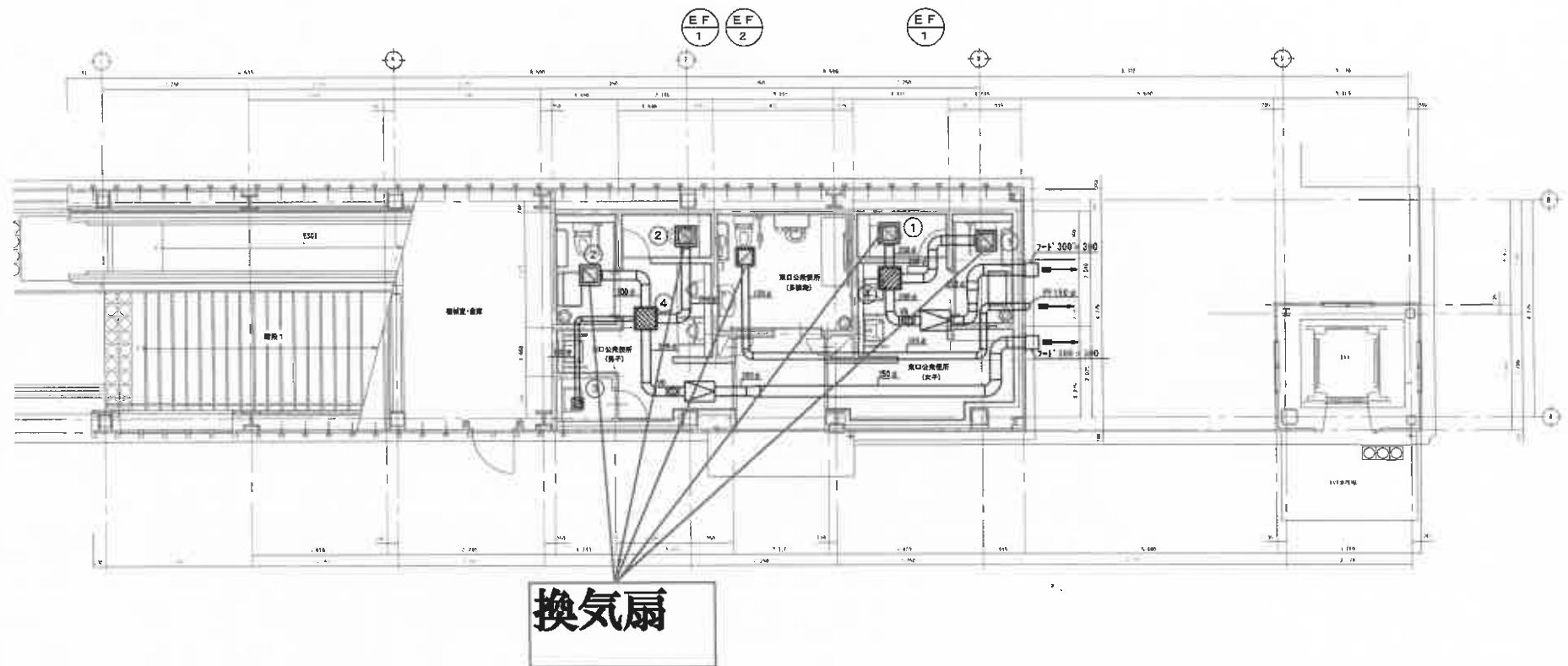
A=約60m²

男子便所：大便器2基、小便器2基

女子便所：大便器2基

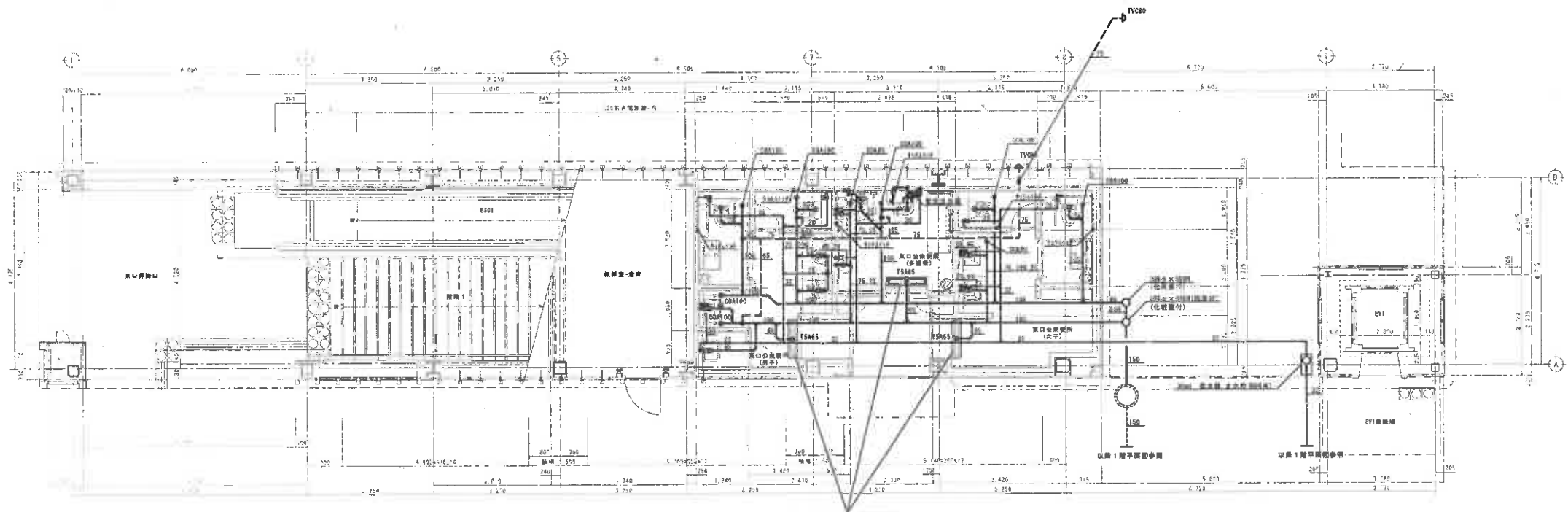
多目的トイレ：大便器1基

新河岸駅東口公衆トイレ 換気扇位置図



新河岸駅東口公衆トイレ
換気扇5箇所

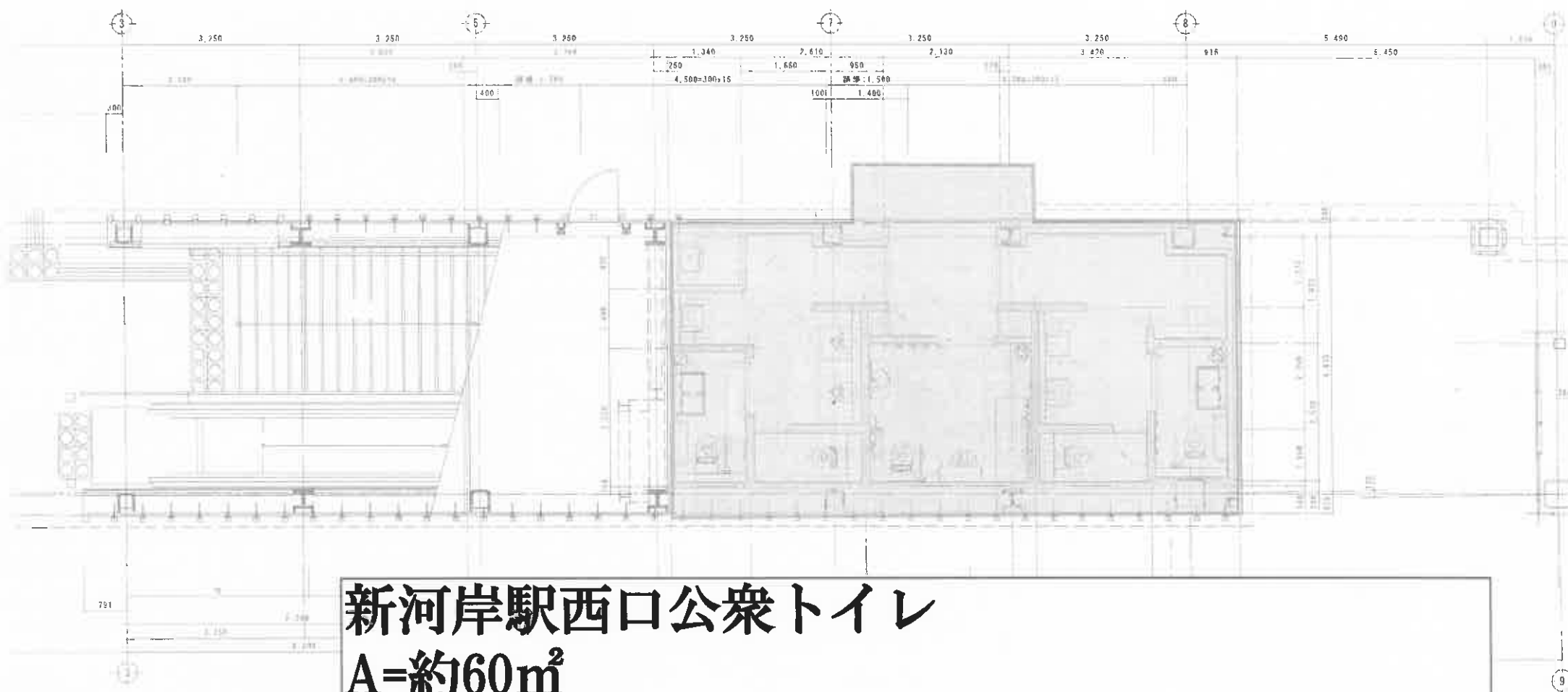
新河岸駅東口公衆トイレ グレーチング（排水溝）位置図



グレーチング
(排水溝)

新河岸駅東口公衆トイレ
グレーチング3箇所

新河岸駅西口公衆トイレ 清掃範囲図



新河岸駅西口公衆トイレ

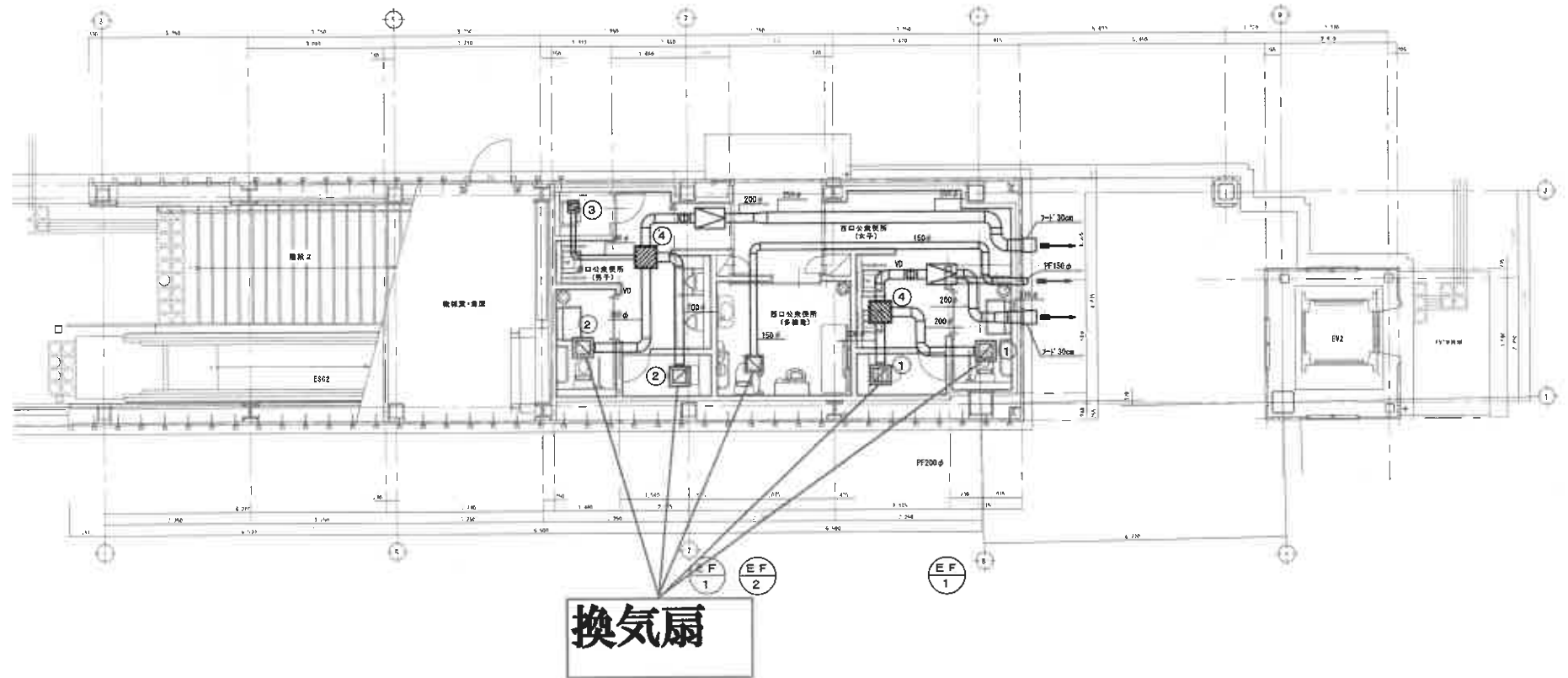
A=約60m²

男子便所：大便器2基、小便器2基

女子便所：大便器 2 基

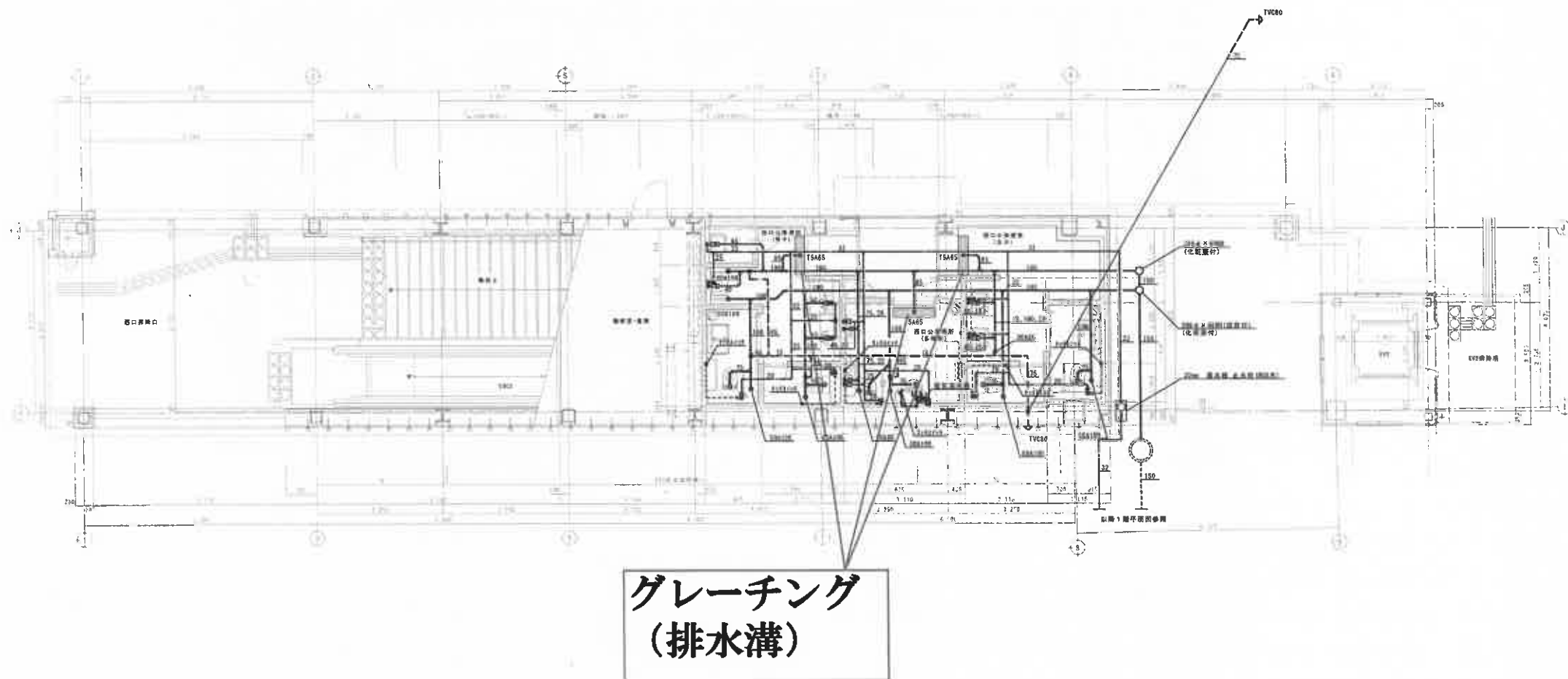
多目的トイレ：大便器 1 基

新河岸駅西口公衆トイレ 換気扇位置図



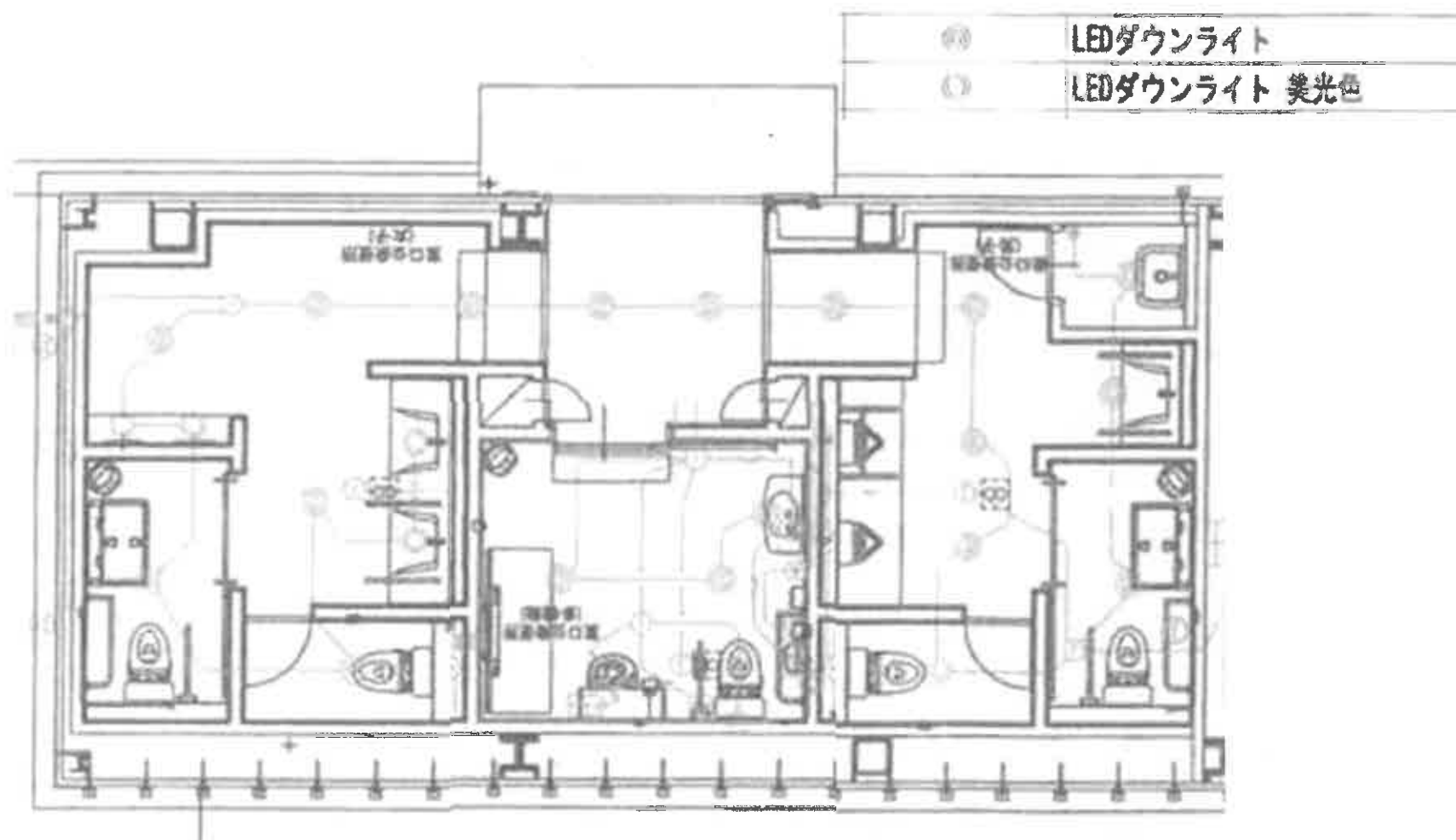
新河岸駅西口公衆トイレ
換気扇5箇所

新河岸駅西口公衆トイレ グレーチング（排水溝）位置図



新河岸駅東口駅前広場公衆トイレ照明器具配置図

LEDダウンライト：21基



新河岸駅西口駅前広場公衆トイレ照明器具配置図

LEDダウンライト：21基

